

「活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業（企業に向けた情報発信・普及啓発）」  
に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「活躍の場をひろげるワーク・ライフ・バランス推進事業（企業に向けた情報発信・普及啓発）」（以下「企業への普及啓発事業」という。）に係る委託業務において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

（委託業務の内容）

第2条 鳥取県及び島根県（以下「発注者」という。）は、企業への普及啓発事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

2 業務の内容は、別紙1業務委託仕様書による。

（事業実施目的）

第3条 発注者が連携して、共通のロゴ、キャッチコピー等を用いて、企業トップをはじめ同僚等、働く場の理解を深めるための情報を発信することで、ワーク・ライフ・バランスの実践につながる「多様で柔軟な働き方」や「男性の家事・育児・介護参画」を当たり前のこととして捉え、応援する企業風土を醸成することを目的とする。

（予算額）

第4条 予算額は、2,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（委託期間）

第5条 委託期間は、契約日から令和3年1月29日（金）までとする。

（参加資格要件）

第6条 このプロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業（団体）又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）単独企業に関する資格及び条件

- ア 鳥取県又は島根県に本店、本部等又は支店、支部等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に、鳥取市内又は松江市内にて随時打ち合わせが可能な者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- エ 鳥取県税又は島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- カ 鳥取県又は島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年

法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、鳥取県又は島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ケ このプロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

コ 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからクまでの全てに該当すること。

イ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・共同企業体の名称
- ・構成員の名称及び所在地
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ・業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・その他必要な事項

カ 各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(企画提案書等の作成)

第7条 企画提案書等は、別紙2企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)に基づき作成するものとする。

2 提案者は、業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1(1)ア(イ)の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

(審査会の設置)

第8条 発注者は、企画提案等の順位を決定するため、企業への普及啓発事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

3 審査会は5名程度で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(評価要領)

第9条 評価については、別に「企業への普及啓発事業に係る委託業務評価要領」を定め、当該要領に基づいて行う。

(審査結果の通知、公表)

第10条 審査結果は、県ホームページで公表するとともに、参加者全員に通知する。

公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。

(スケジュール)

第11条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| (1) 発注者の管理するホームページ掲載（公募開始）  | 6月12日（金） |
| (2) 質問受付期限                  | 6月29日（月） |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限          | 7月6日（月）  |
| (4) 企画提案書等提出期限              | 7月15日（水） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 7月21日（火） |
| (6) 審査結果の通知                 | 7月下旬     |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼         | 7月下旬     |
| (8) 契約締結                    | 8月上旬     |

(提案書の取扱い)

第12条 提案書は、原則として返却しない。

なお、発注者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(暴力団の排除について)

第13条 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部又は島根県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。

以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課長及び島根県政策企画局女性活躍推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月12日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。